

第2回新居浜市地域公共交通活性化協議会 議事録

○日 時 平成22年12月14日(火) 13:30～14:30

○場 所 新居浜市役所 2階 21会議室

○出席者 委員：石川勝行会長、星加勝一副会長
八田康次委員、高橋昭雄委員、門田正孝委員、木村晃委員、
黒川重男委員、上沖勝則委員(代理)、山口博丈委員、
平田ヤエ子委員、三木ユリエ委員、石川剛史委員、矢野英司委員、
永易大典委員、齋藤文克委員、濱田浩一委員 16人
(欠席) 門屋和彦委員、砂田篤志委員
事務局：佐々木経済部長、鴻上運輸観光課長(事務局長)
桑原運輸観光課副課長、曾我部運輸観光課主査(出納員) 4人

(傍聴者) 2人

○会議次第

1. 開 会
2. 報告事項
 - ・デマンドタクシー試験運行の準備状況について
3. 協議事項
 - ・新居浜市地域公共交通総合連携計画(案)について
4. その他
5. 閉 会

1. 開 会

【事務局】

定刻が参りましたので、ただいまから、第2回「新居浜市地域公共交通活性化協議会」を開催いたします。

本日の出席状況ですが、愛媛県バス協会の門屋委員と瀬戸内運輸労働組合の砂田委員さんは、欠席の連絡を頂いております。また、松山河川国道事務所からは、上沖委員さんの代理で、西条国道維持出張所長の倉本正樹様にご出席いただいております。どうかよろしく願いいたします。

また、本日の会議は、本協議会規約第8条第4項に基づきまして、公開とさせていただきます。事前に開催日時などを市民にお知らせして傍聴を認め、会議の開催結果についても、議事録などを公表することといたしておりますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

それでは、これより、会長の議事進行をお願いいたします。

2. 報告事項

【会長】

それでは、次第に従いまして、進行してまいります。

まず、デマンドタクシー試験運行の準備状況について、事務局から報告願います。

【事務局】

それでは、報告いたします。

まず、広報についてでございます。

市政日より12月号及び市ホームページにより、市内全世帯に試験運行の実施を広報しております。また、説明会については、新居浜市連合自治会理事会で全校区の連合自治会長さんに説明後、利用対象校区である多喜浜、中萩、大生院、船木校区の自治会長会において、各単位の自治会長さんに事業説明をいたしました。

その後、各単位自治会において、市政日より配布と合わせて、デマンドタクシーの利用登録依頼の回覧をまわしていただくとともに、各単位自治会等での説明会開催を検討して頂いております。今のところ、4自治会員を対象とする説明会を実施しております。その他、船木地域では社会福祉協議会支部の役員会にも説明に行かせていただき、民生委員さんにもご協力をお願いしております。

次に、登録状況についてでございます。

12月14日現在で、74世帯、133人の登録です。内訳では、多喜浜が56人、大生院・中萩が27人、船木は50人です。なお、登録証は明日、12月15日に納入予定ですので、年内に登録証が届くよう事務を行う予定です。

昨年度の意向調査では、ぜひ利用したいと答えていただいた世帯が、調査した1,498世帯中329世帯ありましたので、それと比較してもまだ22%程度の登録率であります

ことから、今後も増えていくものと思っていますし、この数字は早くクリアしたいと思っています。やはり単位自治会での説明会などを実施した地域は多くの方が登録されていますので、引き続き自治会などと協働して説明会実施を行いたいと考えております。

次に、予約センターについてでございます。

既に、専用電話設置工事が完了しました。回線は二つで、一つは予約専用電話機、二つ目は、センターから各タクシー事業者への連絡用で、FAX 複合機を設置いたしました。予約の電話番号は、37-8801 番と決定しております。

次に、運行事業所の乗合事業申請についてでございます。

現在、道路運送法に基づく乗合許可申請は、東雲タクシー、光タクシー、中萩タクシーの3社が申請中です。使用する車両は、それぞれ3~4台の車両を登録予定で、運行の際には、資料にありますようなマグネット式の標識を車両の両側面に貼って運行して頂く予定です。標識のデザインにつきましては、前回の資料にもつけていましたが、運輸局との調整により、変更しておりますので、ご了承ください。

【会長】

只今の報告内容につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

【委員】

登録の申し込みですが、市役所への提出は、個人でFAXとかを使っての提出が多いのか、それとも自治会単位とかで、ある程度まとめて提出するのが多いのか、そのあたりは、どうですか。

【事務局】

いまのところは、半々ぐらいです。自治会長さんや、近くの方が持ってきて頂いたり、公民館の主事さんが持ってきて頂いたりしているのが半数ぐらいと、残りの半数は、個人個人がFAXや、市役所に来て頂いての提出となっています。

【会長】

他に御質問、ご意見がないようでしたら、協議事項に移らせていただきます。

3. 協議事項

【会長】

それでは、新居浜市地域公共交通総合連携計画（案）について、事務局から提案願います。

（資料2に基づいて事務局が説明）

【会長】

只今の提案につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

【委員】

まず一点目は、登録の台数が各エリアで3台から4台という話があったと思うのですが、7ページのほうでは、運行台数は、それぞれのエリアで、川東エリアで1台、上部東エリアで1台、上部西エリアで2台となっていますが、この違いというのは、登録したのは、3台とか4台なのだけれども、実際に運行するのは、各エリアで1台とか2台という理解でよろしいのでしょうか。

【事務局】

そうです。運輸局への許可申請をしております車両台数が各社3台から4台ということです。実際に運行するのは、3台から4台の中で、川東と上部東エリアが1台、上部西エリアでは2台が運行するということです。

【委員】

そうであるのなら、エリア内ではドアツードアで、エリア外では新居浜駅までという形をとるということになると思うのですが、セダンで4人乗りならば、1番目の人がエリア内を運行し、2番目に申し込んだ人もエリア内で、3番目に申し込んだ人がエリア外の駅まで行ってください、4番目の人がエリア内までという順番で、同じタクシーに乗った場合は、最高15分以内で乗れるという文面があったと思うのですが、これは可能なのですか。

【事務局】

今、おっしゃられたように、予約センターにはそのような電話かかってくる可能性がございます。今の例でございましたら、新居浜駅が一番遠いという事になりますので、新居浜駅で降りていただくのが、4番目ということにいたします。運行の順番は、一番効果効率的な順番で運行していただくということを考えております。

【委員】

わかりました。それは、誰が、どちらで、どのようにルートを考えるのですか。

【事務局】

予約センターを、新居地区旅客自動車協働組合の事務所の中に、現在、設置準備中
でございます。市民の方からの電話は、予約センター内の専用電話にかかってきます。
オペレーターがいて、予約を受け付ける形でございます。先ほどの例のような電話が
市民の方から4件あった場合は、予約センターから、タクシー事業者さんに運行依頼
という形で連絡をいたしますので、その段階で、予約センターの方で、運行順を決め
ていただいて、タクシー事業者に依頼をしていただければ、スムーズに行くのではな
いかと考えております。その点につきましては、タクシー組合さんと協議中という段
階でございます。

【委員】

運行ルートというのは、その時、その時で柔軟に対応されるということですか。3
00m圏内というのが書いてありましたので、イメージとしては、基本ルートがあっ
て、その近くまで、ご本人に出て来て下さいねというイメージだったのですが、そう
ではなくて、柔軟に対応しながら、ニーズにあった運行をするという理解でよろしい
のでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員】

例えば、荷内、阿島の方から、住友別子病院に行こうと思う時に、どれくらいの料
金になりますか。

【事務局】

荷内、阿島からでしたら、川東エリアになります。例えば、新居浜駅まで、デマン
ドタクシーをご利用いただきますと、片道500円ということになります。新居浜駅
から、例えば、瀬戸内バスを利用していただくということになりましたら、運賃が3
00円程度だったと思いますので、片道800円程度ということになるかと思いま
す。

【委員】

それは、4人で乗って、みんな同じ所で降りた場合、4人とも同じ金額がかかるの
ですね。

【事務局】

そうですね。1人800円です。

【委員】

予約は一週間前からですね。これは、元気な人は、あまり利用できないと思います。

【会長】

いろいろやらせていただいて、問題点を考えていきたいと思います。

【委員】

運行については、タクシー業者さんでやられますが、新居浜駅の構内の使用をすることについては、JRさんに許可を取っているのですか。

【事務局】

今回のデマンドで、新居浜駅を使わせていただくことに関しては、JRさんとも、協議済でございます。

【会長】

この計画書は、国へ提出して承認をうけるのですか。

【事務局】

現在の法律に基づいて、この連携計画案を協議していただいております。現在のところ、パブリックコメントの後、本協議会で再度ご協議をいただいて、新居浜市として連携計画を最終決定させていただき、それを国に提出するという流れになります。

【委員】

運行が始まった場合に、利用状況などは、ホームページで見れるようになるのですか。

【事務局】

ホームページでも色々な情報提供をすべきだと思っていますので、その点については、また検討させていただきたいと思っています。

【会長】

他に御質問、ご意見がないようでしたら、本日の新居浜市地域公共交通総合連携計画（案）を素案としまして、事務局から説明がありましたように、1月4日から28日まで公開して市民の意見を募集することでよろしいでしょうか。

（各委員承認）

ご異議がございませんようですので、そのように決定とさせていただきます。

4. その他

【会長】

続きまして、「その他」に移りたいと思います。どのようなことでも構いませんので、各委員の皆様方から、何かご意見や参考になるようなことがございましたら、ご発言をお願いしたらと思いますが、よろしく願いいたします。

【委員】

年齢に関係なく、子供でも、おじいちゃん、おばあちゃん、学生でも利用できるのですか。

【事務局】

利用は、年齢制限がございません。例えば、お身体がお悪いお年寄りが利用される時、介助されるお若い方も一緒にデマンドタクシーに乗る場合もあろうかと思っております。

【委員】

参考のためにお尋ねしますが、中萩の方から、住友別子病院に行くという予約があった場合は、どのように行くのですか。

【事務局】

中萩から、住友別子病院につきましては、上部西エリアのエリア外ですので、デマンドで、別子病院までは、行くことができません。

【委員】

中萩の家から、近くのバス停までということですか。

【事務局】

住友別子病院まで行かれるということでしたら、デマンドタクシーで西の端か新居浜駅まで行っていただき、そこからバスか一般のタクシーに乗り継いでいただく方法になります。

【委員】

乗り継ぎまでの1回500円と、例えばバスに乗った場所から住友病院前までの料金がかかるということですか。

【事務局】

そうです。

【会長】

各委員さんから、他にご意見等もないようでございますので、最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

【事務局】

今回は、第1回会議でお示しました通り、パブリック・コメントの結果を受けて協議させていただきたいので、2月上旬を予定し、会長、副会長さんと日程を調整して、皆様にご案内したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

また、現在国においては、1月の通常国会で交通基本法の制定を予定しており、それに伴い、国庫補助制度の改正を検討されております。考え方としましては、移動権、移動する権利の保障をめざすという概念のもと、国の支援策を、これまでの期間限定の立ち上げ支援や事後的な補助等としていたものを抜本的に見直し、地域公共交通に係る予算を統合した上で、公共交通が地域特性に応じて効率的に確保・維持されるために必要な支援を総合的に行うというものとお聞きしています。

現在本協議会では、前回ご説明しました「地域公共交通活性化・再生に関する法律」に基づき、「地域公共交通活性化・再生総合事業」という国庫補助を想定した事務手続きを本協議会でいたしておりますが、新法、新制度に切り替わりますと、それに合わせた形の協議や手続きを行う必要がございます。現状では詳細が不明ですが、今回の会議の時点では、色々と情報が入ると思っておりますので、この点につきましても、今回の協議事項となると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

5. 閉会

【会長】

以上で、予定をいたしておりました事項をすべて終了いたしましたので、本日の会議は散会いたします。皆様ご苦勞様でした。